

ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第3条 (本サービスの内容)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が本サービスの対象財産の指定受贈者への振替(払戻)を行った後で、指定受贈者に対して遺留分減殺請求がなされた場合、又はなされていたことが判明した場合。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第3条 (本サービスの内容)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社が本サービスの対象財産の指定受贈者への振替(払戻)を行った後で、指定受贈者に対して遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求がなされた場合、又はなされていたことが判明した場合。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第6条 (本サービスの終了)</p> <p>1. 以下の各号に定める事由が発生した場合、本サービスは終了するものとします。なお、当社は、必要に応じて、本サービス終了後直ちに、申込者及び指定受贈者に対し、本サービスが終了した旨を通知するものとします</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当社が対象財産の指定受贈者への振替(払戻)を行う前に、指定受贈者に対して遺留分減殺請求がなされた可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>第6条 (本サービスの終了)</p> <p>1. 以下の各号に定める事由が発生した場合、本サービスは終了するものとします。なお、当社は、必要に応じて、本サービス終了後直ちに、申込者及び指定受贈者に対し、本サービスが終了した旨を通知するものとします。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当社が対象財産の指定受贈者への振替(払戻)を行う前に、指定受贈者に対して遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求がなされた可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p>この取扱規定は、平成30年7月2日より適用されます。</p>	<p>附則</p> <p>この取扱規定は、令和2年1月24日より適用されます。</p>